

第1章 基本的な考え方

人権は、歴史的には国家（各種公的権力を含む。）に対する個人の権利として、まず「国家からの自由」と称される自由権（国家からの侵害を受けない個人の自由の領域を保障したものであって、国家の不作为を要求する権利）、加えて「国家による自由」と称される社会権（国民が国家に対して一定の積極的作為を要求する権利）の内容を持つものと理解されてきました。

そして、現在では、広く個人が社会や集団の中で尊重され、個々の生活や人間関係を維持発展するために必要な権利としても理解されています。

日本国憲法においても、「包括的基本権」、「法の下での平等」といった総則的規定の下、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由などの「自由権」、生存権、教育を受ける権利、労働権などの「社会権」が基本的人権として定められています。さらに以上の分類に含まれないものとして、「受益権」（国務請求権）、「参政権」が定められています。

このように、日本国憲法では豊富な人権規定がおかれていますが、戦後の急激な社会・経済の変動によって憲法制定時には想定できなかった問題が発生し、また人権意識の高まりによって「新しい人権」が認められてきています。例えば、健康で安全、快適な環境で生活することを求める権利としての「環境権」や、私的生活の平穩を確保し、自己に関する情報を自らコントロールする権利としての「プライバシーの権利」、他者の干渉・介入を受けずに個人の人格にかかわる事項を自分自身で決定できる「自己決定権」などがこれにあたります。

この基本方針は、これらの「新しい人権」も視野に入れた「人権」を対象とします。

1 人権尊重の基本理念

日本国憲法の精神のもとに「お互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現をめざし、以下の人権尊重の基本理念を掲げ、様々な施策を総合的に展開していきます。

(1) 一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮（自己実現）する公平な機会が保障された社会の構築

人間は一人ひとりそれぞれ異なった可能性を持っています。自分の人生を自ら決定して生きるという自己決定権に基づいて、各自が誇りを持って生きることができ、自己実現が保障される社会の構築をめざします。

(2) 人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚

鳥取県人権意識調査（平成26年5月）によると、人権侵害、差別意識などは未だ解消されていないことがうかがえます。

人の心理面における差別（いわゆる差別意識）、その差別意識に基づく差別発言や差別的取扱い等の差別行為、そして差別の結果として生じている差別実態等は、過去の差別的な制度、取扱いが積み重ねられた結果との認識を持ち、県民の理解を深め、それらを解消するための施策を積極的に進めていきます。

また、各人が自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うことができるよう、施策を推進します。

(3) すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

県では、ユニバーサルデザインの視点にたった施策を積極的に推進しています。ユニバーサルとは「普遍的な」「すべての人の」と訳され、「だれもが～しやすい」「だれもが

～できる」という意味で使われます。

誰もが利用しやすいように製品、建物などをデザインする、といったユニバーサルデザインの考え方を、社会のしくみや制度にまで発展させた「ユニバーサル社会」、すわなち、年齢、性別、言語などの違いや障がいのあるなしにかかわらず、誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人ひとりが尊重される社会の実現を目指します。

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第5条に基づき策定する人権施策の基本となるべき方針であり、県や市町村、関係団体、NPO等民間団体、企業等が連携、協働して、人権意識の高揚や人権尊重の取組を進めていくための県の人権施策の中・長期的な方向性を示すものです。

また、今後の本県の目指すべき姿と実現への取組方針をまとめた「鳥取県の将来ビジョン」をはじめ、県の策定した各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意しつつ推進していくとともに、新たな計画の策定及び各種計画の改訂の際には、人権尊重の視点を一層盛り込むことにより、人権施策を総合的に推進していくこととします。

国や市町村の取組はもとより、県民、関係団体、NPO等民間団体、企業等の人権尊重の社会づくりに向けた自発的、積極的な取組も期待するものです。